

## サンシャインレッド早期産地化推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県産農産物のブランド力の強化と安定した生産、供給を確保するため、公益財団法人山梨県農業振興公社（以下「公社」という。）が行うサンシャインレッドの早期産地化推進事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付対象等)

第2条 前条に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする公社は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 補助対象事業の実施については、前項の補助金の交付決定後に着手するものとする。  
ただし、補助対象事業の円滑な実施を図る上で交付決定前に着手する必要がある場合、公社は知事の指導・助言を受けた上で、交付決定前着手届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 3 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した補助対象事業に損失を生じた場合、これらの損失は公社が負担するものとする。
- 4 公社は、前項により事前着手した後に第1項の規定による交付決定がされない場合においても、異議は申し立てられない。

### (補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付の条件は規則第6条の規定によるものほか次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この補助対象事業により取得した財産等については、財産管理台帳（様式第6号）を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図るものとする。

### (補助金の交付)

第6条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 前項の規定により概算払いを受けようとする場合は、概算払請求書（様式第7号）を

知事に提出するものとする。

(状況報告)

第7条 公社は、補助金の交付の決定に係る年度の11月30日現在の補助対象事業の遂行状況について、遂行状況報告書（様式第8号）を作成し、翌月の12月15日までに提出するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象事業が完了したとき、又は補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第9号）により、補助対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合は、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第10号により）公社に通知するものとする。

- 2 知事は、公社に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、やむを得ない事情により、この期限により難い場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とことができる。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(処分の制限)

第10条 公社は、当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、知事が別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項に規定する財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び農林畜産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）を勘案し、交付決定のときに示すものとする。
- 3 公社は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 公社は、この補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
サンシャインレッド早期産地化推進事業	<p>1 苗木生産人件費 給与、職員手当、社会保険料</p> <p>2 生産活動費 需用費、使用料及び賃借料、役務費</p> <p>3 苗木生産ほ場設置・管理費 需用費、使用料及び賃借料</p> <p>但し、苗木の売扱等の収入があるときは、補助対象経費の総額から、収入額を控除した額を補助対象経費とする。</p>	定額	<p>1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合</p> <p>2 補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p>